

桜美林中学・高校同窓校友会  
会費納入規程(改正案)

規程第1号改

(目的)

第1条 本規程は、桜美林中学・高校同窓校友会(以下、本会という)会則第19条に基づき「会員の納める会費」を定めることとする。

(会費)

- 第2条 本会会則第5条第1項1号イにおける会員となるものは桜美林高等学校卒業する際、15,000円を納入する。桜美林中学校卒業時には納入することを要しない。
- 2 本会会則第5条第1項1号ロにおける会員となるものは入会を希望する際、15,000円を納入する。
- 3 本会会則第5条第1項2号における会員は会費の納入を要しない。
- 4 本会会則第5条第1項3号における会員となるものは入会を希望する際、15,000円を納入する。

(請求方法及び納入方法)

第3条 会費の請求方法および納入方法は、会長がこれを定める。

附則

本規程は、2024年11月9日から施行する。

前項期日の前までは、旧桜美林学園同窓会 会費納入規程(規程第4号)第2条の規定により8,000円を納入する。

本規程は、2026年6月13日から施行する。

桜美林中学・高校同窓校友会  
会費納入規程(現行)

規程第1号

(目的)

第1条 本規程は、桜美林中学・高校同窓校友会(以下、本会という)会則第19条に基づき「会員の納める会費」を定めることとする。

(会費)

- 第2条 本会会則第5条第1項1号イにおける会員となるものは桜美林高等学校卒業する際、8,000円を納入する。桜美林中学校卒業時には納入することを要しない。
- 2 本会会則第5条第1項1号ロにおける会員となるものは入会を希望する際、8,000円を納入する。
- 3 本会会則第5条第1項2号における会員は会費の納入を要しない。
- 4 本会会則第5条第1項3号における会員となるものは入会を希望する際、8,000円を納入する。

(請求方法及び納入方法)

第3条 会費の請求方法および納入方法は、会長がこれを定める。

附則

本規程は、2024年11月9日から施行する。

前項期日の前までは、旧桜美林学園同窓会 会費納入規程(規程第4号)第2条の規定により8,000円を納入する。